

# 令和6年度「食のおもてなし 調理師のつどい」 を開催します！

食育の推進及び本県を訪れる方々への食を通じたおもてなし等にご貢献いただいている調理師の方々に敬意を表すとともに、調理関係者及び県民の皆様のご参加をいただき、食を通じたおもてなしの心の醸成に資することを目的として、「食のおもてなし 調理師のつどい」を開催します。

このつどいでは、食育の推進や食生活の向上に寄与した調理師に対する知事表彰を行います。また、ビストロ料理とワインの店「ODETTER」オーナーシェフ・内村光尚さんを講師にお招きし、「食のおもてなしの心」に関する講演会を開催します。第58次日本南極地域観測隊調理隊員として活躍した内村シェフのお話を聞く貴重な機会です。

**皆様のご参加をお待ちしております！**

**【日時】**  
令和6年11月20日(水) 13:00～14:30



いわての食育シンボルマーク

**【場所】**  
盛岡グランドホテル 地下1階 祥雲  
(岩手県盛岡市愛宕下1-10 / TEL:019-625-2111)

**【プログラム(予定)】**  
◆ 優良調理師岩手県知事表彰 表彰式  
◆ 講演会  
〈講師〉  
内村 光尚 氏(ビストロ料理とワインの店「ODETTER」オーナーシェフ)  
〈講演テーマ〉  
「食のおもてなしの心」

**【参加】**  
・ 入場無料  
・ 事前申込必要(右のQRコードからお申し込みください)  
・ 先着100名様



◇お問合せ先◇ 岩手県環境生活部県民くらしの安全課  
食の安全安心担当 (電話:019-629-5385)

## ホテル、ブライダルサロン、貸衣装、レンタルきもの店、写真スタジオ等を 営業者している方へ

### 【概要】

婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の「直前に」美容を行う場合は、いわゆる「出張美容」として美容所以外での美容行為が認められているところです。

しかし、以下に係る美容行為は出張美容の範疇には該当しないため、当該行為を行う場所としての届出及び開設確認検査を受ける必要があります。（無届・未確認の場所におけるヘアセット・メイクは違法です。）

詳細については、管轄の保健所にご相談ください。

#### (1) 婚礼その他の儀式に先立つ「リハーサル」におけるヘアメイクサービス(リハーサルメイク)

【例】ホテルの専用ルームで着付け・ヘアセット等を行い、そこから前撮り等の記念撮影やリハーサルを行う。

→ ホテルの場所をもって、美容師法に基づく届出・開設確認検査が必要となります。

#### (2) フォトウェディング、前撮り等の記念写真撮影におけるヘアメイクサービス

【例】貸衣装店等の専用ルームで着付け・ヘアセット等を行い、そこから前撮り等の記念撮影に出向く。

→ 貸衣装店の場所をもって、美容師法に基づく届出・開設確認検査が必要となります。

美容師以外による美容行為は禁止されています。（美容師法第6条）

・美容師でなければ、美容を業としてはならない旨法令で規定されています。

（業としてとは、有償無償を問わず、反復性、継続性、社会性などによって判断されます。）

（注）美容とは、パーマ、ヘアセット（結髪）、メイク（化粧）、カット（散髪）、カラー（染毛）、エクステンション（付け毛）及びまつ毛エクステンション等をいいます。

美容所以外の場所において、美容の業を行うことは原則として禁止されています。（美容師法第7条）

・美容師による美容行為は、美容所以外の場所において行うことは禁止されています。

・美容師法に基づく開設届・開設確認を受けた場所においてのみ、原則として行うこととされています。

フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスは美容師法の手続きが必要であり、同法の規制を受けません。

・ホテル、ブライダルサロン、貸衣装、レンタルきもの店、写真スタジオ等において、ドレス、着物その他の衣装の貸出し・着付け等に加えて、お客様にヘアセットやメイクを施す場合は、当該場所の届出が必要です。また、その施術に当たっては、美容師法の規制を受けます。

・概要(1)及び(2)のケースは、「出張理容・美容」の特例規定には該当しませんので、美容行為等を行う場所をもって美容師法に基づく届出及び開設確認検査を受ける必要があります。（無届での美容行為は、違法です。）

◇ お問い合わせ先 岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当（電話：019-629-5360）

**\* 11 月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です \***

生活衛生同業組合（生衛組合）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて設立された営業者の自主的活動団体であり、都道府県ごとに業種別に組織されています。

**● 生衛組合は主に次のような事業を行っています。**

- ①組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- ②営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- ③組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ④組合員の福利厚生に関する事業
- ⑤組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、新型コロナウイルス感染症、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関する情報などを得ることができます。

**● 生衛組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。**

- ・融資限度額が大きい
- ・貸付期間が長い
- ・金利が低い
- ・無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- ・振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに金利低減される 等

**■岩手県内の生衛組合は次のとおりです。**

すし業 生衛組合	019-623-5388	理容 生衛組合	019-622-8774
中華料理 生衛組合	019-623-7684	美容業 生衛組合	019-622-0868
社交飲食業 生衛組合	019-656-8998	興行 生衛組合	019-653-5957
料理業 生衛組合	019-622-3643	旅館ホテル 生衛組合	019-622-7214
飲食業 生衛組合	019-671-1755	クリーニング 生衛組合	019-637-1344
食肉 生衛組合	019-622-2915		

# 単位価格表示をご存知ですか？

岩手県では、岩手県消費生活条例第 16 条において単位価格表示について定めており、次の対象店舗では、単位価格表示を実施するよう努めることとなっています。

## 1. 単位価格表示とは？

商品の販売価格のほかに「100 g 当たり何円」「10 ml 当たり何円」というように、**計量単位当たりの価格を併せて表示**することにより、**消費者が商品を購入する際に価格を比較し、商品選択の利便を図るための表示**です。

## 2. 対象店舗（岩手県の場合）

- ① 売場面積が 300 m<sup>2</sup>以上の小売店
- ② 同一建物内に複数の店舗がある場合は、それらの合計売場面積が 300 m<sup>2</sup>以上であるとき、建物内の全ての店舗
- ③ 農業協同組合が出資している売場面積が 100 m<sup>2</sup>以上の小売店
- ④ 売場面積が 100 m<sup>2</sup>以上の消費生活協同組合の店舗



## 3. 対象品目及び基準単位数（岩手県の場合）

品 目	基準単位数	品 目	基準単位数
合成洗剤（台所用）	10ml	紅茶	10g
合成洗剤（洗たく用）	100g	果実飲料	100ml
練り歯みがき	10g	炭酸飲料	100ml
シャンプー	10ml	食用油	100g
トイレットペーパー	10m	砂糖	100g
ティッシュペーパー	10枚	ジャム	100g
	(2枚重ね10組)	しょうゆ	100ml
	(日用品：6品目)	みそ	100g
ベーコン	100g	牛乳	100ml
ハム	100g	ヨーグルト	100g
ソーセージ	100g		(加工食品：24品目)
粉ミルク	100g	かぼちゃ	100g
チーズ	100g	ばれいしょ	100g
乾麺	100g	たまねぎ	100g
スパゲッティ	100g	精肉	100g
ソース	100ml	まぐろ	100g
ケチャップ	100g	さけ	100g
マヨネーズ	100g		(生鮮食品：6品目)
食酢	100ml	小麦粉	100g
化学調味料	10g		(その他：1品目)
即席カレー	10g		合計：37品目
インスタントコーヒー	10g		

令和 5 年度に単位価格表示の対象店舗の実施状況を調査した結果、対象品目の中でいずれか 1 品目でも単位価格表示を実施している店舗の割合は令和 4 年度の 80.8%から 1.8 ポイント上昇し、82.6%でした。

単位価格表示を行うことにより、**高いか安いかがすぐわかり、巧妙な値上げを見抜くこともできます**。お買物の際にはこのような表示も参考にしてみましょう。